

農地保有合理化支援資金（継続）

【平成19年度概算決定額：200,000（200,000）千円】

対策のポイント

農地信託を活用して離農する農家等の農地を担い手に継承します。また、農業生産法人への農地の現物出資と金銭出資を行うことにより、自己資本の充実と経営規模の拡大を支援します。

（対策の課題）

- ・ 離農する農家等が所有する優良農地等を担い手に円滑に継承することや、効率的な農業生産を行う農業生産法人の自己資本の充実と経営規模拡大を支援することが必要となっています。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
約4割（平成17年） 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

< 内容 >

都道府県が農地保有合理化法人に対して、農業生産法人出資育成事業及び農地売渡信託等事業に要する資金を無利子で貸し付けることができるよう支援します。

(1) 農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号）

農地保有合理化法人は、経営基盤の強化を目的として、離農農家、規模縮小農家から買い入れた農地を、一定の要件に該当する農業生産法人に対して農地の現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資します。

(2) 農地売渡信託等事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号）

農地保有合理化法人は、離農農家、規模縮小農家から農地の信託を受託し、農地信託の委託者（離農農家、規模縮小農家）に対して当該農地の評価額の7割以内の資金を無利子で貸し付け、当該農地を担い手へ売り渡します。

【補助（負担）率：2 / 3（貸付金）】

【事業実施主体：農地保有合理化法人】

[担当課：経営局構造改善課（03 - 3591 - 1389（直））]